室　蘭　市　交　通　安　全　計　画

令和４年度 ～ 令和８年度（第 11 次）

（素 案）

令和　年　月　日

室蘭市交通安全対策会議

は じ め に

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和 45 年 6 月、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）が制定され、本市においても、昭和 46 年以降、北海道の交通安全計画に基づき、第 1 次から第 10 次までの本市交通安全計画を作成し、市及び関係機関・団体等が一体となって交通安全対策を強力に進めてきました。

その結果、計画策定直前の昭和 45 年には、事故発生件数 954 件、死者数 15 人、傷者数 954 人にのぼった本市の道路交通事故死傷者が、令和 2 年には、事故発生件数 95 件、死者数 1 人、傷者数 113 人にまで減少するに至っております。

これは、市や関係機関・団体のみならず、日頃より交通安全対策に尽力されている地域の方々の努力の成果であります。

しかしながら、全国では、子どもたちが巻き込まれる交通事故、高齢者が加害者や被害者となる交通事故が相次いで発生しており、少子高齢化の進展などの時代の変化や新たな課題に対応した新たな取り組みが求められています。

こうした状況を踏まえ、交通事故のない社会を実現するためには、市民一人ひとりが高い交通安全意識を持ち、関係機関・団体等と連携しながら、引き続き交通安全対策全般にわたり、総合的に諸施策を推進していかなければなりません。

室蘭市交通安全計画は、このような観点から、交通安全対策基本法の規定に基づき、令和 4 年度から 8 年度までの 5 年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものです。

本計画に基づき、人命尊重の理念の下、市民が安全で安心して暮らせることができ、交通事故のないまちづくりを目指して、各種施策を推進してまいりたいと考えておりますので、皆様のご理解とさらなるご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

目　　　次

第１章 計画の概要

１　計画の目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
２　計画の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
３　計画の基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
４　計画の位置づけ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

第２章　交通事故の状況と課題

１　市内の交通事故の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
（１）交通事故発生状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
（２）年代別　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
（３）法令違反別　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
（４）地区・道路別　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

２　交通事故のない社会の実現に向けた課題　・・・・・・・・・・・・・　6
（１）市民の交通安全意識の一層の向上　・・・・・・・・・・・・・・・　6
（２）安全な交通環境の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
（３）交通事故発生後の迅速かつ的確な対応　・・・・・・・・・・・・・　6

第３章　目標と重点課題

１　目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

２　重点課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
（１）高齢化社会を踏まえた総合的な対策　・・・・・・・・・・・・・・　8
（２）子どもの安全対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
（３）飲酒運転防止対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

第４章　交通安全施策

１　交通安全教育と啓発の充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
（１）段階的かつ体系的な交通安全教育の推進　・・・・・・・・・・・・　10
（２）交通安全に関する普及啓発活動の推進　・・・・・・・・・・・・・　11
（３）交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進　・・・・・・・　13
（４）地域における交通安全活動への参加・協働の推進　・・・・・・・・　13

２　道路交通環境の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14
（１）人優先の安全・安心な歩行空間の整備　・・・・・・・・・・・・・　14
（２）幹線道路における交通安全対策の推進　・・・・・・・・・・・・・　14
（３）高齢者等の移動手段の確保・充実　・・・・・・・・・・・・・・・　15
（４）効果的な交通規制の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15
（５）自転車利用環境の総合的整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・　15
（６）災害に備えた道路交通環境の整備　・・・・・・・・・・・・・・・　15
（７）駐車対策の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16
（８）交通安全に寄与する道路交通環境の整備　・・・・・・・・・・・・　16
（９）冬季道路交通環境の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16

３　救助・救急活動の充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17
（１）救命講習等の普及啓発活動の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17
（２）救急医療体制の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17
（３）救急関係機関の協力関係の確保等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17
４　被害者支援の充実と推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18
（１）交通事故相談活動の充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18
（２）交通事故被害者支援の充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18

第５章　計画の推進

１　計画の推進体制について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19
２　新型コロナウイルス感染症の対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19

付属資料

１　室蘭市交通安全対策会議委員名簿　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　21
２　検討の経過　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　22
３　室蘭市交通安全推進協議会の意見等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　23

第１章 計画の概要

１　計画の目的

第 11 次室蘭市交通安全計画（以下「本計画」という。）は、交通安全対策基本法[1]に基づき、人命尊重の理念の基に交通事故のない社会を目指して、総合的な交通安全対策を推進し、市民の安全確保を図ることを目的とします。

２　計画の期間

本計画の期間は、令和４年度から令和８年度までの５年間とします。

３　計画の基本的な考え方

本計画は、これまでの計画で進めてきた取り組みと成果を踏まえつつ、本市における交通事故の状況や第 10 次計画策定後に施行された法改正など、交通を取り巻く環境の変化に対応し、国や北海道の計画と整合を図りながら、交通安全教育や交通環境の整備などに関する施策の充実を図ります。

また、交通安全の推進には、行政だけでなく、関係機関・団体や市民などが一体となって取り組む必要があることから、関係機関・団体との連携はもとより、市民が地域の実情に応じ交通安全に関する取り組みに参加するなど、市民の主体的な活動を促しながら、市民参加、協働の視点をもって施策を展開します。

４　計画の位置づけ

本計画は、交通安全対策基本法第 26 条第 1 項の規定により、北海道交通安全計画[2]に基づき、本市における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として、室蘭市交通安全対策会議が作成するものです。

---

[1] 交通安全対策基本法：交通の安全に関して、国・地方公共団体、車両や運転者等の責任を明らかにするとともに、国や地方公共団体を通じて必要な体制を確立し、交通安全計画を策定するなど、交通安全に関する施策の基本を定めた法律（昭和 45 年 6 月制定）。

[2] 北海道交通安全計画：交通安全対策基本法第 25 条の規定に基づき、北海道交通安全対策会議が作成した交通安全計画。令和 3 年度から 7 年度までの 5 年間を期間とした第 11 次計画が令和 3 年 7 月に策定される。

第２章　交通事故の状況と課題

１　市内の交通事故の状況

（１）交通事故発生状況

第 10 次室蘭市交通安全計画の最終年である平成 28 年から令和 2 年までの間、交通事故発生は、全国、北海道、室蘭市ともに減少傾向にあります。

① 全国の状況

区分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
発生件数	499,201 件	472,165 件	430,601 件	381,237 件	309,178 件
人口	1 億 2,589 万人	1 億 2,558 万人	1 億 2,521 万人	1 億 2,478 万人	1 億 2,427 万人
発生率	0.40 %	0.38 %	0.34 %	0.31 %	0.25 %
死者数[3]	3,904 人	3,694 人	3,532 人	3,215 人	2,839 人
傷者数[4]	618,853 人	580,850 人	525,846 人	461,775 人	369,476 人

② 北海道の状況

区分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
発生件数	11,329 件	10,815 件	9,931 件	9,595 件	7,898 件
人口	537.6 万人	534.3 万人	530.8 万人	526.8 万人	522.6 万人
発生率	0.21 %	0.20 %	0.19 %	0.18 %	0.15 %
死者数	158 人	148 人	141 人	152 人	144 人
傷者数	13,489 人	12,673 人	11,494 人	11,046 人	9,043 人

③ 室蘭市の状況

区分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
発生件数	146 件	126 件	103 件	108 件	95 件
人口	88,302 人	86,821 人	85,448 人	84,016 人	82,532 人
発生率	0.17 %	0.15 %	0.12 %	0.13 %	0.12 %
死者数	5 人	1 人	3 人	0 人	1 人
傷者数	165 人	149 人	122 人	123 人	113 人

※　人口は、各年 1 月 1 日現在の住民基本台帳人口（住民票に記載されている方の人数）です。
※　発生率＝発生件数÷人口

[3] 死者数：交通事故によって、発生から 24 時間以内に亡くなった人の数。
[4] 傷者数：交通事故によって負傷し、治療を要する人の数。

（２）年代別

交通事故の第一当事者[5]の年代別発生件数は、市内の過去５年間の状況では、20歳代が21.2%で最も多く、次が70歳代の16.4%、60歳代の15.5%となっています。

区分		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和２年	計
ドライバー	10歳代	4件	1件	2件	1件	9件	17件
	20歳代	27件	30件	26件	24件	13件	120件
	30歳代	20件	16件	10件	9件	12件	67件
	40歳代	20件	18件	16件	13件	11件	78件
	50歳代	25件	19件	12件	11件	12件	79件
	60歳代	26件	21件	12件	13件	16件	88件
	70歳代	16件	15件	19件	29件	14件	93件
	80歳代	7件	4件	4件	6件	4件	25件
	小計	145件	124件	101件	106件	91件	567件
	うち若者（25歳未満）	23件	16件	20件	16件	18件	93件
	うち高齢者（65歳以上）	32件	33件	33件	42件	27件	167件
ドライバー以外	歩行者					1件	1件
	自転車	1件	1件				2件
	その他不明		1件	2件	2件	3件	8件
合　計		146件	126件	103件	108件	95件	578件

【年代別発生割合（過去５年）】

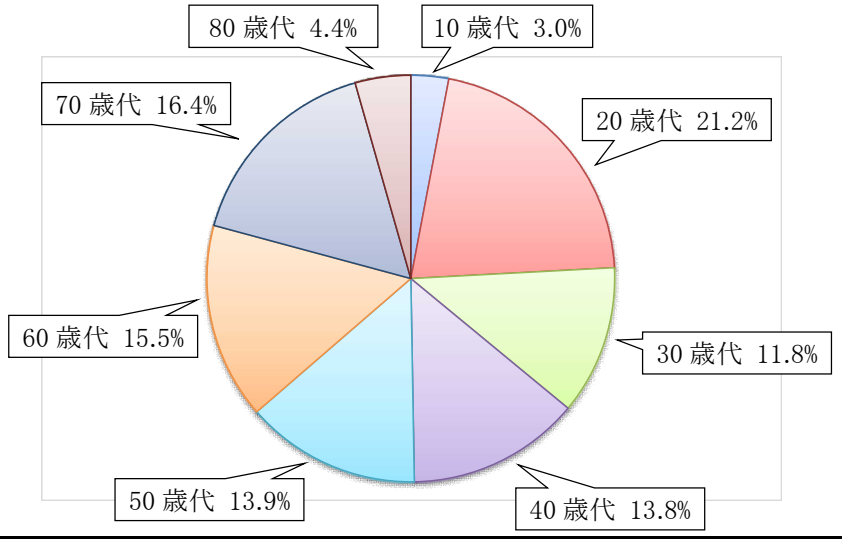

[5] 第一当事者：最初に交通事故に関与した車両等の運転者又は歩行者のうち、当該交通事故における過失が重い者をいい、過失が同程度の場合には、人身損傷程度が軽い者をいう。

（３）法令違反別

交通事故の第一当事者の法令違反別発生件数は、市内の過去 5 年間の状況では、前方不注意が最も多く、次が前左右不確認、後方不確認となっています。

また、発生件数のうち、酒気帯び運転によるものが過去 5 年間で 9 件発生しております。

違反			平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	計
酒酔い運転								
追越し違反								
通行区分違反			4 件	1 件	1 件		1 件	7 件
横断歩行者等妨害等			11 件	7 件	8 件	10 件	11 件	47 件
速度超過			1 件				1 件	2 件
過労運転等								
信号無視			6 件	4 件	5 件	8 件	4 件	27 件
指定場所一時不停止等			12 件	7 件	2 件	2 件	3 件	26 件
車間距離不保持							1 件	1 件
踏切不停止等								
交差点安全進行義務違反			1 件	12 件	11 件	12 件	11 件	47 件
徐行場所違反					1 件	1 件		2 件
指定方向外進行禁止違反						1 件		1 件
整備不良								
安全運転義務違反	前方不注意		38 件	33 件	25 件	22 件	17 件	135 件
	動静不注視		11 件	8 件	12 件	13 件	7 件	51 件
	前左右不確認		33 件	27 件	13 件	13 件	9 件	95 件
	ハンドル操作		1 件	2 件		1 件		4 件
	ブレーキ操作		9 件	12 件	10 件	7 件	7 件	45 件
	安全速度		1 件		1 件	1 件	2 件	5 件
	後方不確認		15 件	9 件	7 件	10 件	9 件	50 件
	その他		1 件			2 件	1 件	4 件
	小　計		109 件	91 件	68 件	69 件	52 件	389 件
その他の違反			2 件	3 件	5 件	3 件	7 件	20 件
不明				1 件	2 件	2 件	3 件	8 件
歩行者の違反							1 件	1 件
合　計			146 件	126 件	103 件	108 件	95 件	578 件
（内数）	酒気帯び	0.25mg 未満				1 件	1 件	2 件
		0.25mg 以上	4 件		1 件	2 件		7 件
	無免許運転		1 件	1 件				2 件

（４）地区・道路別

交通事故の発生場所は、地区別では、中島地区が 34.4%と最も多く、次が東地区の 23.9%と、この２地区で半数以上の事故が発生しています。

道路別では、市道が 43.3%、道道が 25.6%、国道が 23.4%となっています。

区分		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	計
地区別	祝津地区	4 件	5 件	4 件	4 件	7 件	24 件
	中央地区	10 件	10 件	7 件	4 件	6 件	37 件
	母恋地区	8 件	8 件	3 件	2 件	5 件	26 件
	輪西地区	2 件	5 件	7 件	8 件	8 件	30 件
	東地区	41 件	25 件	22 件	29 件	21 件	138 件
	中島地区	63 件	39 件	35 件	33 件	29 件	199 件
	高砂地区	3 件	13 件	14 件	10 件	6 件	46 件
	本輪西地区	11 件	8 件	8 件	7 件	5 件	39 件
	白鳥台地区	4 件	13 件	3 件	11 件	8 件	39 件
	合　計	146 件	126 件	103 件	108 件	95 件	578 件
道路別	国道	29 件	41 件	23 件	21 件	21 件	135 件
	道道	32 件	26 件	29 件	32 件	29 件	148 件
	市道	72 件	55 件	42 件	43 件	38 件	250 件
	その他	13 件	4 件	9 件	12 件	7 件	45 件
	合　計	146 件	126 件	103 件	108 件	95 件	578 件

【地区別発生割合（過去 5 年）】

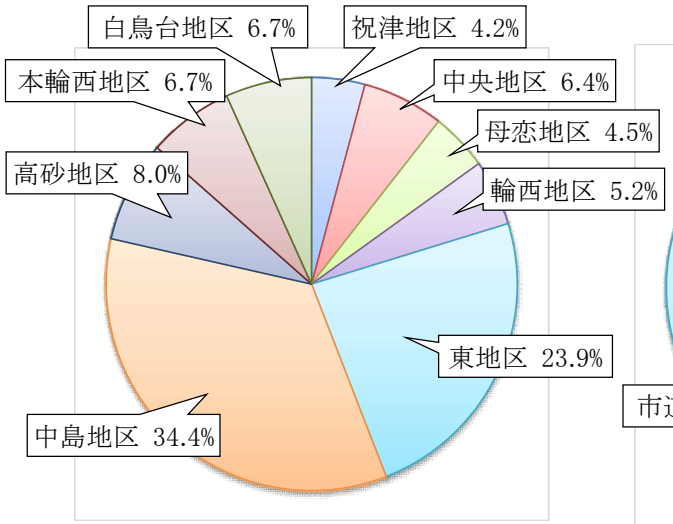

【道路別発生割合（過去 5 年）】

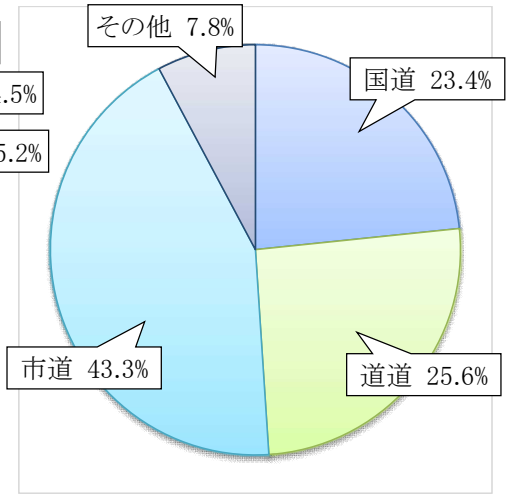

２　交通事故のない社会の実現に向けた課題

（１）市民の交通安全意識の一層の向上

本市における交通事故の人口当りの発生率は、全国・全道の状況よりも低く、発生件数も減少傾向にありますが、依然として交通死亡事故の発生が続いています。

交通事故の年代別の発生状況では、20 歳代が突出していますが、第 10 次計画との比較では、25 歳未満の若者による事故の割合が 17.1%から 16.4%に減少し、一方で 65 歳以上の高齢者による事故の割合が 22.8%から 29.5%に増加しています。

少子高齢化が進展する中、全国的にも高齢者が交通事故の加害者や犠牲者となる事故が増加しており、高齢者の誤操作による事故も多発していることから、高齢者の交通事故防止対策が課題です。

法令違反別の状況では、前方不注意や左右不確認などの安全運転義務違反が約 7 割を占めており、運転者の油断や思い込みなどの不注意に起因する事故が多く発生しており、また、飲酒運転による事故も後を絶たない状況にあります。

これらの実態を踏まえ、各年齢層に対応した切れ目のない交通安全教育や啓発活動を通し、市民の交通安全意識をより一層高めていく必要があります。

（２）安全な交通環境の整備

本市の交通事故は、市道での発生が多くなっていますが、市内の道路延長は、国道が 26.7km、道道が 51.1km、市道が 477.3km であり、道路延長 1km 当りの発生件数では、交通量が多く速度も出やすい国道や道道での事故が圧倒的に多い状況にあります。

地区別では、人口や交通量も多い東地区と中島地区で、交差点での事故等が多く発生しており、誰もが安全に通行できる道路環境の整備に努めていく必要があります。

また、各学校の周辺や通学路においては、交通事故を未然に防ぐため、危険箇所の点検を定期的に行うなど、地域や関係機関等と協力しながら、子どもたちの安全を確保していく必要があります。

このほか、高齢者の交通事故の減少に向け、関係機関等と連携しながら、先端技術を搭載した自動車の普及啓発等や、運転免許を自主返納した高齢者への支援が必要です。

（３）交通事故発生後の迅速かつ的確な対応

交通事故による被害を最小限に抑え、死者や重傷者を減少させるためには、交通事故発生後の迅速な救助・救急活動が重要となります。また、交通事故被害者は身体的・精神的に多大なダメージを受けていることから、交通事故被害者等の相談活動や適切な支援に取り組む必要があります。

第３章　目標と重点課題

１　目標

本市における交通事故の状況と課題、更に第 10 次計画における実績等を踏まえ、本計画期間（令和４年度から令和８年度までの５年間）の目標として、次の３項目を設定します。

① 交通事故死者数ゼロの継続
【計画期間中の24時間交通事故死者数[6]ゼロを継続する。】

② 交通事故発生率の減少
【計画期間中の交通事故発生率（年間の発生件数÷人口）を毎年減少させる。】

③ 飲酒運転の根絶
【計画期間中の飲酒運転による交通事故の発生や違反者をなくす。】

[6] 24 時間交通事故死者数：交通事故によって、発生から 24 時間以内に亡くなった人の数。

２　重点課題

本計画の目標達成に向けて、全国的な状況や本市の情勢等を踏まえ特に留意すべき事項を重点課題として設定し、関係機関・団体をはじめ広く市民に情報発信を行い、全市的な取組を促進します。

（１）高齢化社会を踏まえた総合的な対策

本市は、人口に対する高齢者の比率が約 38%（令和 3 年 4 月時点）で、第 10 次計画期間内の交通事故死者の約 6 割が高齢者となっており、事故発生件数のうち、第一当事者が高齢ドライバーである事故も約 3 割を占めている状況です。

市内では、少子高齢化の進行や自動車交通の進展などにより、自動車は、通学、通院、買い物など日常生活に欠かせない移動手段となっていることから、高齢者の方々が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、高齢者の身体機能に応じた交通安全教室などを引き続き実施するとともに、地域特性を踏まえた多様な公共交通の確保や免許返納者に対する支援等、総合的な交通施策を推進します。

（２）子どもの交通安全対策

子どもが巻き添えとなる大変痛ましい交通事故が全国的に発生していますが、少子化が進む中、安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するためには、子どもを交通事故から守るための取組が一層重要となっています。

このため、子どもの安全を確保する観点から、関係機関による通学路の合同点検を定期的に実施して必要な対策の検討を進めるほか、交通指導員、子どもを守るパトロール隊、地域や保護者らによる見守り活動の充実、今年度から開始したドライブレコーダーを活用したまちの見守り活動、交通安全教室の実施等、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進します。

（３）飲酒運転防止対策

本市では、平成 28 年に飲酒を伴う重大な交通事故が発生したことを受けて、飲酒運転根絶決起集会の実施や飲食店組合等への働きかけの強化など、地域一体となって飲酒運転の根絶に取り組んでいますが、依然として飲酒運転による違反や事故が後を絶たない状況です。

引き続き、平成 27 年 12 月 1 日に施行された「北海道飲酒運転の根絶に関する条例[7]」に基づき、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という規範意識の定着に向け、事業者、家庭、地域住民、行政その他の関係するものが相互に連携し、アルコール健康障害を有する者等に対する相談支援、飲酒運転の危険性や飲酒が身体に及ぼす影響に関する知識の普及、市民に対する飲酒運転の状況等に関する情報提供など、飲酒運転を根絶するための社会環境づくりを推進します。

---

[7] 北海道飲酒運転の根絶に関する条例：社会全体で飲酒運転を根絶すべく、道民や事業者に対し、それぞれの責務を果たすことを求め、道民にとって安全で安心して暮らすことのできる社会の実現を目的として制定された条例。

第４章　交通安全施策

交通事故による被害を防ぎ、市民の安全確保を図るためには、市民の主体的な活動や意識改革、安心・安全な道路交通環境の整備、事故発生時に迅速な対応が可能な救助・救命体制の整備、交通事故の被害者支援など、様々な取り組みが求められます。

本計画では、次の４つの施策の柱と１８項目の推進施策を設定し、本市の実態に即した総合的な交通安全対策を推進します

【施策体系】

施策の柱	推進施策
１　交通安全教育と啓発の充実	（１）段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
	（２）交通安全に関する普及啓発活動の推進
	（３）交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
	（４）地域における交通安全活動への参加・協働の推進
２　道路交通環境の整備	（１）人優先の安全安心な歩行空間の整備
	（２）幹線道路における交通安全対策の推進
	（３）高齢者等の移動手段の確保・充実
	（４）効果的な交通規制の推進
	（５）自転車利用環境の総合的整備
	（６）災害に備えた道路交通環境の整備
	（７）駐車対策の推進
	（８）交通安全に寄与する道路交通環境の整備
	（９）冬季道路交通環境の整備
３　救助・救急活動の充実	（１）救命講習等の普及啓発活動の整備
	（２）救急医療体制の整備
	（３）救急関係機関の協力関係の確保等
４　被害者支援の充実と推進	（１）交通事故相談活動の充実
	（２）交通事故被害者支援の充実

１　交通安全教育と啓発の充実

交通安全教育は、市民一人一人が生命尊重という理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全の確保を自らの課題として捉えるよう意識改革を促すことが重要です。

このため、交通安全教育指針[8]（平成 10 年国家公安委員会告示第 15 号）等を活用し、参加・体験・実践型の教育方法を取り入れながら、幼児から成人に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を推進します。

また、地域の交通安全意識を高めるため、室蘭市交通安全推進協議会を中心とした関係機関・団体が連携し、組織的・継続的な交通安全運動を展開します。

（１）段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

①　幼児に対する交通安全教育の推進

幼稚園、保育所及び認定こども園においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場面を捉えて交通安全教育を計画的かつ継続的に行います。

これらを効果的に実施するため、紙芝居や視聴覚教材等を利用したり親子で実習したりするなど、分かりやすい指導に努めるとともに、指導資料の作成、教職員の指導力の向上及び教材・教具の整備を推進します。

②　小・中学生に対する交通安全教育の推進

小・中学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性等について重点的に交通安全教育を実施します。

このため、自転車の安全な利用等も含め、交通安全教室を一層推進するほか、関係機関・団体は、小・中学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行います。

更に、通学路においては、交通ボランティアによる安全な行動の指導を促進します。

③　高校生に対する交通安全教育の推進

高等学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、保健体育、総合的な探究の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等について更に理解を深めるとともに、生徒の多くが、近い将来、普通免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育を行います。

このため、関係機関・団体は、高等学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行うとともに、地域において、高校生及び相当年齢者に対する補完的な交通安全教育の推進を図ります。

---

[8] 交通安全教育指針：道路交通法第 108 条の 28 第 1 項の規定に基づき、国家公安委員会が、地方公共団体、民間団体等が効果的かつ適切に交通安全教育を行うことができるようにするとともに、都道府県公安委員会が行う交通安全教育の基準とするため定めたもの。

④　成人に対する交通安全教育の推進

運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な知識及び技能、特に危険予測・回避の能力の向上、交通事故被害者等の心情等交通事故の悲惨さに対する理解及び交通安全意識・交通マナーの向上を図ります。

特に、成人は交通安全教育の機会が少なくなりがちなことから、機会が途切れることがないよう、安全運転管理者、運行管理者等に法定講習、指導者向けの研修会等への参加を促すとともに、事業所における自主的な安全運転管理の活発化にも努めます。

⑤　高齢者に対する交通安全教育の推進

高齢者に対しては、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響を理解してもらうとともに、交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的技能及び交通ルール等の知識を習得することが大切です。

このため、老人クラブや自治会・町内会に対して、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。

更に、夕暮れ時から夜間における視認性を高め、事故防止に効果が期待できる反射材用品の活用等交通安全用品の普及に努めるほか、運転免許の自主返納についても啓発活動を促進します。

⑥　障がいのある方に対する交通安全教育の推進

障がいのある方に対しては、交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、地域における福祉活動の場を利用するなどして、障がいの程度に応じ、きめ細かい交通安全教育の推進に努めます。

⑦　外国人に対する交通安全教育の推進

外国人に対しては、日本の交通ルールに関する知識の普及による交通事故防止を目的として交通安全教育を推進します。

定住外国人に対しては、母国との交通ルールの違いや交通安全に対する考え方の違いを理解してもらうなど､効果的な交通安全教育に努めるとともに､訪日外国人に対しても､外客誘致等に係る関係機関･団体と連携し、各種広報媒体を活用した広報啓発活動を推進します。

⑧　冬季における交通安全教育

冬季における交通安全教育は、路面や気象など交通環境が通常とは大きく異なり、悪条件が重なることから、交通安全意識と交通マナーの向上に加え、冬季交通特有の技能と知識の習得が重要となります。

このため、冬季における自動車等の安全運転の確保の観点から、降雪や積雪による見通しの悪化や幅員減少、視界不良等冬季における危険性やスピードダウンの重要性について、関係機関・団体等が連携した交通安全教育を実施します。

（２）交通安全に関する普及啓発活動の推進

①　交通安全運動の推進

市民一人一人に広く交通安全思想の普及･浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、道路交通環境の改善に向けた取組を推進するための運動として、室蘭市交通安全推進協議会を中心とした関係機関・団体が連携して、交通安全運動を組織的・継続的に展開します。

実施に当たっては、事前に、運動の趣旨、実施期間、実施計画等について広く市民に周

知することにより、市民参加型の交通安全運動の充実・発展を図るとともに、運動終了後も継続的・自主的な活動が展開されるよう、事故実態や市民ニーズ等を踏まえた実施に努めます。

②　高齢者等への安全の徹底

高齢者の交通事故防止に関する意識を高めるため、高齢者の歩行中や自転車乗用中の事故実態の広報を行います。

また、高齢者に対する高齢運転者標識（高齢者マーク）の表示の促進を図るとともに、他の年齢層に対しても、高齢運転者の特性を理解し、高齢者マークを取り付けた自動車への保護意識を高めるよう啓発を図ります。

更に、近年、高齢運転者の運転操作ミスよる事故が全国的に発生していることから、運転者の高齢化が今後も進展していくことを踏まえ、安全運転サポート車[9]の普及促進や運転免許の自主返納についての啓発活動を推進します。

③　飲酒運転の根絶に向けた規範意識の確立

飲酒運転の根絶を本市の交通安全事業計画の重点項目に位置づけて、毎年の交通安全運動で実施する飲酒運転根絶の取り組みのほか、飲食店組合や大型宴会場等へのポスター、チラシ等の配布等により市民や事業者等に普及啓発を図るとともに、特に飲酒の機会が増える年末には、総決起集会を開催して、関係機関・団体と連携しながら、街頭啓発や市内の各種イベントでの啓発活動等を実施します。

更に、飲酒運転の危険性や事故の実態を周知するための交通安全教育や飲酒運転ゼロボックス[10]等の広報啓発を推進するとともに、交通ボランティアや安全運転管理者、運行管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等と連携してハンドルキーパー運動[11]の普及啓発に努めるなど、地域、職域等における飲酒運転根絶の取組を更に進め、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という市民の規範意識の確立を図ります。

④　自転車の安全利用の推進

自転車乗用中の交通事故防止や自転車の安全利用を促進するため、「自転車安全利用五則[12]」等を活用した取組を推進し、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方やヘルメットの着用等に関する普及啓発に努めます。

特に、自転車の歩道通行時におけるルール、スマートフォン等の操作や画面を注視しながらの乗車、イヤホン等を使用した乗車の危険性についての周知・徹底を図ります。

また、自転車は、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有しており、交通に参加する者としての十分な自覚・責任が求められることから、そうした意識の啓発を図るとともに、関係事業者の協力を得つつ、損害賠償責任保険等への加入を促進します。

---

[9] 安全運転サポート車：衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置などの先進安全技術を搭載した車のことで、高齢運転者の交通事故防止対策の一環として、国と自動車関係団体が連携して普及啓発に取り組んでいる。

[10] 飲酒運転ゼロボックス：飲酒運転の根絶を目的に北海道警察が開設しているサイト。飲酒運転をしている人や運転者に酒類を提供している飲食店などについて、メールでの情報提供が可能となる。

[11] ハンドルキーパー運動：仲間と車で飲食店に行く場合、あらかじめお酒を飲まない人を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける運動。

[12] 自転車安全利用五則：自転車に関する交通秩序の整序化を図り、自転車の安全利用を促すために、中央交通安全対策会議交通対策本部において平成 19 年 7 月 10 日に決定されたもの。

⑤　効果的な広報の実施

交通の安全に関する広報については、テレビ、ラジオ、新聞、携帯端末、市のホームページ、ツイッター等のＳＮＳ[13]、コミュニティＦＭ等の多様な媒体を活用して効果的に実施します。

⑥　その他の普及啓発活動の推進

季節や気象の変化、地域の実態等に応じ、交通情報板等を活用するなどして自動車及び自転車の前照灯の早期点灯、対向車や先行車がいない状況に置けるハイビームの使用を促すとともに、歩行者、自転車利用者の反射材用品等の着用を推進します。

また、昼間における自動車等の運行時に前照灯を点灯するデイ・ライト運動を推進し、運転者自らの交通安全意識を高め、他者への交通安全の呼び掛けを図ることで交通安全を願う心の輪を広げるとともに、車両の存在、位置等を相手に認識させることにより交通事故の防止を図ります。

（３）交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進

交通安全を目的とする民間団体について、交通安全指導者の養成等の事業や諸行事に対する支援のほか、必要な資料の提供等を通じ、主体的な活動を促進するとともに、それぞれの立場に応じた活動が効果的かつ積極的に行われるよう協力や連携を図ります。

また、地域団体、自動車販売団体、自動車利用者団体等については、それぞれの立場に応じた交通安全活動が地域の実情に即して効果的かつ積極的に行われるよう、室蘭市交通安全推進協議会と連携し、通年の交通安全運動等の機会を利用して働き掛けを行います。

（４）地域における交通安全活動への参加・協働の推進

交通安全は、地域住民等の安全意識により支えられるものであり、市民一人一人の意識向上が何よりも重要であることから、市民自らが交通社会の一員であるという当事者意識を高めることが重要です。

このため、行政、民間団体、企業等と市民が連携を密にし、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を促し、市民の参加・協働を推進します。

[13]ＳＮＳ：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、インターネット上で人と人のつながりや交流を楽しむコミュニティ型の会員制サービス。

２　道路交通環境の整備

少子高齢化が進展する中で、子どもを事故から守り、高齢者や障がいのある方が安全かつ安心して外出できる交通社会の形成を図るために、安全・安心な歩行空間が確保された人優先の道路交通環境整備に努めます。

また、道路交通環境の整備に当たっては、自動車交通を担う幹線道路等と歩行者中心の生活道路の機能分化を進め、事故発生割合が高い幹線道路等の事故抑止対策と身近な生活道路の安全の推進に取り組みます。

そのほか、市道のパトロールや補修などの維持管理を進めるとともに、冬季における路面の適正管理に努め、安全で安心な道路環境を確保します。

（１）人優先の安全・安心な歩行空間の整備

①　生活道路における交通安全対策の推進

生活道路においては、通過交通の排除や車両速度の抑制等のゾーン対策に取り組み、子どもや高齢者等が安心して通行できる道路空間を確保できるよう、人優先の視点に立ち、歩道の整備等必要な対策を推進します。

②　通学路等における交通安全の確保

通学路や未就学児童を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路における交通安全を確保するため、学校、教育委員会、道路管理者、警察等関係機関が連携して定期的な合同点検を実施し、通学路の歩道整備や信号機や横断歩道の整備、児童生徒への交通安全指導等、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進します。

③　高齢者、障がいのある方等の安全に資する歩行空間等の整備

高齢者や障がいのある方等を含め、すべての人が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等を結ぶ道路において、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、視覚障がい者誘導用ブロックの整備等、バリアフリーやユニバーサルデザイン[14]の考え方に基づいた歩行空間の整備を推進します。

（２）幹線道路における交通安全対策の推進

①　事故危険箇所対策の推進

特に事故の発生割合の大きい幹線道路の区間や、潜在的な危険区間等の事故危険箇所については、公安委員会に対する信号機の設置や道路標識の高輝度化等の要請、歩道の整備、交差点改良等の環境整備を推進します。

②　重大事故の再発防止

社会的影響の大きい重大事故が発生した際は、速やかに事故要因を調査のうえ、関係機関や地域との連携を図りながら事故の再発防止に努めます。

---

[14] ユニバーサルデザイン：「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

③　適切に機能分担された道路網の整備

高規格幹線道路から生活道路に至るネットワークを体系的に整備して、歩行者、自転車、自動車等が安全に通行できる空間を確保します。

④　改築等による交通事故対策の推進

交通事故を防止し、安全かつ円滑で快適な交通を確保するため、関係機関と連携を図りながら、歩道の整備等により交通事故対策を推進します。

（３）高齢者等の移動手段の確保・充実

本市では、将来にわたって持続可能な公共交通網の構築に向け、平成 31 年 3 月に策定した「室蘭市地域公共交通網形成計画」に基づき、利便性の高い公共交通網の実現を目指し、公共交通の利用環境の向上や地域特性に応じた交通サービスの導入、高齢者の移動手段の確保に向けた取り組みを推進します。

また、高齢者の外出支援策として、公共交通の利用を促す取組や運転免許自主返納者に対する支援等の取り組みを推進します。

（４）効果的な交通規制の推進

地域における交通実態等を踏まえ、関係機関と連携して、交通規制の内容について点検・見直しを行い、安全で円滑な交通流の維持に努めます。

（５）自転車利用環境の総合的整備

交通状況に応じて、歩行者・自転車・自動車の適切な分離を図り、歩行者と自転車の事故等への対策を講じるなど、安全で快適な自転車利用環境の創出に取り組むとともに、駅前等で放置自転車が交通安全の支障となっている場合には、関係機関が連携・協力して放置防止の啓発や撤去等の対策を推進します。

（６）災害に備えた道路交通環境の整備

①　災害に備えた道路の整備

地震、豪雨、豪雪、津波等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通を確保するため、道路法面等の防災対策や災害の恐れのある区間の回避、代替する道路の整備を推進します。

②　災害発生時における交通規制

災害発生時は、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、被害状況を把握した上で、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定に基づく通行禁止等の必要な交通規制を迅速かつ的確に実施します。

③　災害発生時における情報提供の充実

災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析し、市のホームページ、ツイッター等のＳＮＳ、コミュニティＦＭ等の多様な媒体を活用して市民への情報提供に努めます。

（７）駐車対策の推進

違法駐車の排除及び自動車の保管場所の確保等に関し、市民への広報・啓発活動を行うとともに、関係機関・団体との密接な連携を図り、市民の理解と協力を得ながら違法駐車をしない、させない気運の醸成・高揚を図ります。

（８）交通安全に寄与する道路交通環境の整備

①　道路の使用及び占用の適正化等

工作物の設置や工事等に要する道路占用の許可にあたっては、安全かつ円滑な道路交通の確保のための適正な運用を行うとともに、許可条件の遵守、占用物件等の維持管理の適正化について指導します。

また、道路交通に支障を与える不法占用物件等については、特に市街地について重点的にその是正を図るとともに、沿道住民等に対して不法占用等の防止のための啓発活動を行い、道路の愛護思想の普及を図ります。

更に、道路の掘り返しを伴う占用工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整します。

②　道路法に基づく通行の禁止又は制限

道路の構造を保全し、交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行います。

（９）冬季道路交通環境の整備

①　人優先の安全・安心な歩行空間の整備

中心市街地や公共施設周辺、通学路等をはじめ歩行者の安全確保の必要性が高い区間等について、冬季の安全で快適な歩行者空間を確保するため、歩道の除雪や防滑砂の散布等を実施します。

②　幹線道路における冬季交通安全対策の推進

安全で円滑な冬季交通を確保するため、一般道路の新設・改築に当たっては、冬季交通に係る交通安全施設についても併せて整備し、除雪による堆雪が交通障害とならないよう堆雪幅の確保に努めます。

③　交通安全に寄与する冬季道路交通環境の整備

冬季における良好な道路環境を維持するため、効果的な道路除排雪の実施、交差点や坂道、スリップ事故多発箇所を中心とする凍結防止剤や防滑砂の散布による冬季路面管理の充実に努めます。

また、市街地においては、学校周辺や幹線道路の交差点周辺を中心に、排雪による見通しの確保に努めるとともに、市民が自主的に行う除排雪を支援します。

３　救助・救急活動の充実

交通事故による負傷者の救命を図るとともに、交通事故に迅速に対応して被害を最小限にとどめるため、救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係を確保し、救助・救急体制及び救急医療体制の整備を推進します。

また、負傷者の救命率・救命効果の一層の向上を図るため、医師、看護師、救急救命士、救急隊員等による一刻も早い救急医療、応急処置等を実施するための体制整備を図るほか、事故現場から緊急通報体制の整備やバイスタンダー[15]による応急手当の普及啓発活動を推進します。

（１）救命講習等の普及啓発活動の整備

現場におけるバイスタンダーによる応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用も含めた心肺蘇生法など、応急手当の知識や実技の普及を図ります。

また、消防機関をはじめ関係機関、民間団体等においては、救急の日、救急医療週間等の機会を通じて広報啓発活動を推進します。

（２）救急医療体制の整備

交通事故による負傷者の救命率、救命効果のより一層の向上を図るため、本市の救急医療体制の更なる整備、強化を図るとともに、円滑な運営を図るため、救急医療機関、消防機関等の関係機関の連携を推進します。

（３）救急関係機関の協力関係の確保等

救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係を確保するとともに、救急医療機関内の受入・連絡体制の明確化等を推進します。

[15] バイスタンダー：救急現場に居合わせた人。

４　被害者支援の充実と推進

交通事故により多大な肉体的、精神的及び経済的なダメージを受けた交通事故被害者等を支援するため、関係機関・団体等と連携し、交通事故に関する相談活動や被害者支援の充実に取り組みます。

（１）交通事故相談体制の充実

交通事故被害者等からの相談に対応するため、市民相談室において相談を受けるほか、北海道の交通事故相談所等に関する情報提供を行うとともに、関係機関・団体と連携して、交通事故被害者等の心情に配慮した相談体制の整備に努めます。

（２）交通事故被害者支援の実施

交通事故被害者等は、精神的にも大きな打撃を受けている上、交通事故に係る知識や情報が乏しいことが少なくないことから、警察署や民間の支援団体等との連携を図りながら、必要な情報提供を行うなどの被害者支援を推進します。

第５章　計画の推進

１　計画の推進体制

本計画に関する施策の推進にあたっては、室蘭市交通安全対策会議が各部局等の所管や処理する事項の明確化を図るとともに、全庁的な連絡調整機能を担います。

また、計画の推進にあたっては、関係機関・団体との連携、交通安全対策に従事されている団体の支援や担い手の確保、市民の主体的な活動や市民との協働等が重要であることから、室蘭市交通安全推進協議会を中心とした連携体制の一層の強化を図り、必要な取り組みを推進します。

２　新型コロナウイルス感染症の対応

新型コロナウイルス感染症の直接・間接の影響により、市民のライフスタイルや交通行動への影響など、様々な課題や制約が生じていることから、交通事故発生状況や事故防止対策への影響を、本計画の期間を通じて注視していきます。

また、コロナ禍の長期化が見込まれる中で、各種施策の推進にあたっては、地域の感染状況に応じて臨機応変に見直しを行うとともに、安全で効果的な対策の実施に努めます。

付属資料

１　室蘭市交通安全対策会議委員名簿

２　検討の経過

３　室蘭市交通安全推進協議会の意見等

年間スローガン

“めざせ”交通事故死0(ゼロ)への挑戦

室 蘭 市 交 通 安 全 計 画

令和４年度～令和８年度（第 11 次）

令 和　　年　　月　　日
室蘭市交通安全対策会議

発行　　室蘭市交通安全対策会議
編集　　室蘭市生活環境部地域生活課
室蘭市幸町 1-2
℡（０１４３）２５－２３８０